

浦添市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託指定店募集要項

1 業務概要

市長から預託された「浦添市指定ごみ袋」、「浦添市粗大ごみ処理券」（以下「指定ごみ袋等」という。）を販売し、徴収した一般廃棄物処理手数料を市長に納付する。

2 指定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

3 業務内容

別紙の規程及び契約書（案）に基づく

4 指定店の申請要件

指定店の申請をすることができる者は、次に掲げる要件に適合する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（法人にあつては、本社の住所とする。）
- (2) 相当量の指定袋等の販売が見込める者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は破産の宣告を受けていない者
- (4) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人でない者
- (5) 市税その他市に対する債務の履行を怠っていない者
- (6) その他特に市長が適当と認める者

例) 沖縄県内で指定ごみ袋指定店の実績があり、かつ浦添市内の店舗等に納品が可能な場合等

5 募集期間

令和8年10月16日（金）から令和8年11月30日（月）まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

6 申請書類

- (1) 手数料徴収指定店申請書（様式第1号）
- (2) 営業概要書
- (3) 財務諸表又は最近の決算書
- (4) 事業所の案内図
- (5) 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記簿謄本）
※写しを提出する場合は、最終頁に原本の写しを証するため押印すること
- (6) 納税証明書
- (7) 代表者の印鑑証明書
- (8) 代表者の身分証明書（個人事業主の場合のみ）

- (9) 誓約書（法人の場合のみ）
- (10) 使用印鑑届（必要な場合のみ）

7 申請方法

6の申請書類を浦添市市民部環境保全課窓口にて提出する。（郵送不可）

- (1) 提出部数：1部
- (2) 受付時間：令和8年11月2日（月）から令和8年11月30日（月）
ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く
午前9時から12時、午後1時から4時
- (3) 受付場所：浦添市役所 市民部 環境保全課（本庁5階）
電話番号：098-876-1250
FAX：098-876-9467

8 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に文書にて通知する。

9 手数料徴収事務委託料

この業務に係る本市から指定店に支払う手数料徴収事務委託料（以下「委託料」という）は、指定ごみ袋等の販売数量に応じて算出される。

委託料の額（規程別表）

種 別	規 格	委託料の額
指定袋	大（取っ手付き）	1枚につき 5.5円
指定袋	大	1枚につき 5.5円
指定袋	中（取っ手付き）	1枚につき 5.1円
指定袋	中	1枚につき 5.1円
指定袋	小（取っ手付き）	1枚につき 5円
指定袋	小	1枚につき 5円
粗大ごみ処理券	ステッカー 大	1枚につき 30円
粗大ごみ処理券	ステッカー 小	1枚につき 30円

10 注意事項

- (1) 指定ごみ袋等を販売するときは、指定ごみ袋等の価格は「浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定められている一般廃棄物処理手数料であるため、値引きして販売することや景品等として無償で配布すること等はできません。
- (2) 指定ごみ袋の価格は、消費税込みの価格です。消費者から消費税及び地方消費税を別途徴収することはできません。